



後期高齢者医療制度についてのお知らせ



後期高齢者医療資格情報のお知らせ・資格確認書の送付について

《資格情報のお知らせイメージ》

令和8年7月1日


後期高齢者医療資格情報のお知らせ

岐阜県後期高齢者医療広域連合
保険者番号

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

保険者番号	
氏名	
負担割合	
有効期限	
発効期日	
交付年月日	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードを照ってマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナンバーカードの読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナンバーカードとともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナンバーカードとともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)
後期高齢者医療資格情報のお知らせ

令和8年7月1日 発行
岐阜県後期高齢者医療広域連合
保険者番号

保険者番号	
氏名	
負担割合	
有効期限	

受診の際にはマイナンバーカードが आवश्यकです

《資格確認書イメージ》

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和9年7月31日
交付年月日 令和8年8月1日

被保険者番号 ○○○○○○○○

住所 岐阜県羽島郡笠松町○○○○番地の○

被保険者
氏名 笠松 太郎
性別 男

生年月日 昭和○年○月○日

資格取得年月日 令和○年○月○日

負担割合 ○割
発効期日 令和○年○月○日

限度区分
発効期日

長期入院該当日

特定疾病区分
発効期日

保険者番号並びに保険者の名称及び印
岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の資格情報のお知らせは、笠松町に住所を有し、マイナ保険証利用登録のある84歳以下の方に交付されます。

受診等の際は、マイナ保険証をご使用ください。

また、資格情報のお知らせ交付者以外の方には、資格確認書を交付します。今年度交付する資格確認証は抹茶色(薄い緑色)です。

有効期限を過ぎた資格確認書を処分される場合は、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分にご注意ください。

コールセンターの開設

資格情報のお知らせ、資格確認書、子ども・子育て支援金を含む保険料に関することについて、広域連合ではコールセンターを設置します。

ご不明な点があれば、下記の電話番号にお問い合わせください。

開設期間 7月1日(水)～8月31日(月)(土日祝日除く)

時間 午前9時～午後5時

電話番号 0570-051-502

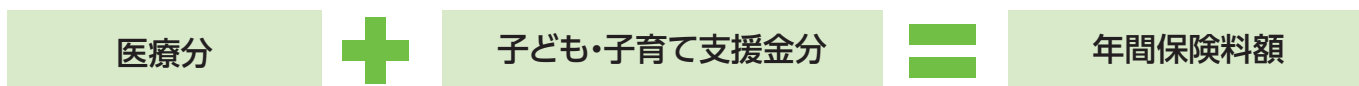
令和8年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和8年度保険料は、令和7年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

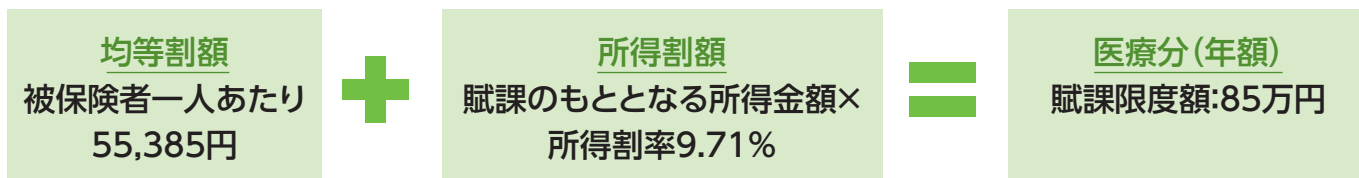
5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

📞 保険料額について

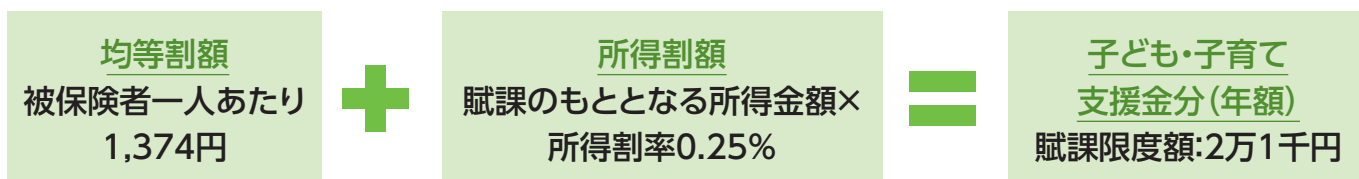
令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、令和8年度以降の保険料は従前の医療分と子ども・子育て支援金分の合計額となり、下記のとおり計算されます。



《医療分》



《子ども・子育て支援金分》



※賦課のもととなる所得金額=総所得金額等 - 43万円(基礎控除額)

保険料の軽減措置について

📞 保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主と同一世帯の被保険者と令和7年中の総所得金額等の合計額※1)
7割軽減※2	43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)+31万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)+57万円×被保険者数 以下



※1 世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に、「10万円×(給与所得者等の数-1)」を計算します。

※2 令和8・9年度は、医療分に限り均等割額の7割軽減に加え、さらに0.2割軽減を行います。

※3 給与収入が55万円を超える方、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

📞 被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において被用者保険の被扶養者であった方は、**所得割額の負担がありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減となります**。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。

国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

岡崎県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368(代表)
住民課 ☎388-1115